

委託業務検査要領

(目的)

第1 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）が委託契約した調査、測量及び設計等の業務（以下「委託業務」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が委託契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う委託の既履行部分の確認を含む。）及び履行途中において、契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 検査権者・監督権者 岐阜県行政組織規則（平成18年岐阜県規則第46号）、岐阜県事務委任規則（昭和43年岐阜県規則第125号）、岐阜県事務決裁規程（昭和43年訓令甲第19号）及び岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和44年岐阜県訓令甲第19号）に基づき、検査又は監督の権限を有する者をいう。
- (3) 検査員 検査権者から委託業務の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (4) 監督員 監督権者から委託業務の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) 受注者 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）（以下「会計規則」という。）により委託業務の委託契約を締結した相手方をいう。

(検査の種類)

第3 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 完了検査 委託業務契約約款（以下「約款」という。）第30条第2項に基づき委託業務の完了を確認するための検査
- (2) 既履行部分検査 約款第36条第1項及び第2項に基づき委託業務の一部が完了し引渡しを受ける場合、又は約款第44条に基づき契約解除により既履行部分の引渡しを受ける場合で、委託業務の既成部分を確認する検査
- (3) 中間検査 設計図書に基づき委託業務が適正に実施されていることが完了後明視できない部分、又は発注者が重要と判断する部分について委託業務の作業中に行う検査

(検査の期日)

第4 検査は、会計規則及び約款の規定により完了届（業検様式3号）又は指定部分完了届（業検様式3号の2）若しくは修補完了届（業検様式3号の3）を受けた日から10日以内に行わなければならない。ただし、検査は契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

(兼務の禁止)

第5 検査員は、委託業務の監督員を兼ねることはできない。ただし、特別の技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な場合においては、この限りではない。

(検査の日時等の通知)

第6 検査権者は、検査を実施しようとするときは、受注者に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を通知（業検様式10号）するものとする。

(検査員の選定)

第7 検査権者は、あらかじめ、担当総括（主査及び技術主査を含む。）以上の職にある者のうちから検査員を選定し、事務分掌に定める。

(検査員の指定)

- 第8 検査員の指定は、前条の職員の中より検査ごとに検査命令書（業検様式4号）により行う。ただし、完了届又は指定部分完了届若しくは修補完了届に併記して行うことができる。
- 2 検査権者は、必要があると認めるときは2名以上の検査員を指定することができる。この場合において、検査権者は、それぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。
- 3 第5ただし書による場合は、委託契約に関する事前決裁書において氏名を明記して検査員を指定するものとする。ただし、検査員に異動があったときは、指定変更するものとする。

(検査員の職務、権限)

- 第9 検査員は、検査に先だって委託業務の指示事項等の確認をしなければならない。
- 2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に業務の書類及び資料の提出、又は事実の説明を求めることができる。
- 3 検査員は、完了検査において既履行部分検査又は中間検査において確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。
- 4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（業検様式5号）で指示し、その完了を確認するものとする。
- 5 検査員は、不合格の判定をした場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、修補の命令（業検様式9号）をしなければならない。

(立会人等)

- 第10 検査員は、監督員、受注者及びその委託業務の管理技術者その他必要と認められる関係者を検査に立会わせることができるものとする。

(検査の準備)

- 第11 監督員は、検査に際し次に掲げるものを準備しておくものとする。
- (1) 契約書、設計図書、委託業務チェックリスト（業検様式1号及び2号）（以下「チェックリスト」という。）その他契約履行の記録等検査に必要な書類
 - (2) 業務現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の表示
 - (3) 検査に必要な器具、用具及び人員
 - (4) その他検査員があらかじめ指示した事項

(検査復命書の作成)

- 第12 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査復命書（業検様式6号）を作成し、検査権者に提出しなければならない。

(検査結果通知)

- 第13 検査権者は、検査員から検査復命書の受理後速やかに委託業務の検査結果を受注者に対して通知（業検様式8号）しなければならない。

(再検査)

- 第14 検査員は、受注者から修補完了届（業検様式3号の3）を受けたときは再検査をしなければならない。
- 2 再検査は、第3から第13までの規定を準用する。

(検査調書等の作成)

- 第15 検査員は、検査を終了したときは検査調書（業検様式7号）及びチェックリストを作成しなければならない。

(業務成績の評定)

第 16 検査員は、検査を終了したときは、別に定める岐阜県委託業務成績評定要領に基づき、業務成績評定をするものとする。

(検査の委託)

第 17 特に専門的な知識又は技能を必要とするもの、その他必要と認められる場合は、県の職員以外の者に検査を委託することができる。

(受託検査)

第 18 受託検査は、この要領に準じて実施する。

(適用の除外)

第 19 当初契約金額100万円未満の委託業務はこの要領によらないことができる。

附 則

この要領は、平成 13 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 9 日より施行する。